

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
1	食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例	H25. 4. 1	食品衛生法	(従うべき基準) ・食品衛生検査施設の設備に関する基準 (参酌すべき基準) ・食品衛生検査のために必要な職員の配置に関する基準	・国の基準どおりとする。
2	香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例	H24. 4. 1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	(参酌すべき基準) ・指定猟法禁止区域等に設置する標識に関する基準のうち、寸法に係る基準	・国の基準どおりとする。
3	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例	H25. 4. 1	老人福祉法 介護保険法 障害者自立支援法 児童福祉法 社会福祉法 生活保護法	(従うべき基準) ・人員に関する基準 ・居室等の床面積 ・運営に関する基準のうち身体拘束の原則禁止や職員の秘密保持義務など人権に直結する基準 ・事業者の指定要件のうち、法人格に係る基準 (標準)	・以下の独自基準を社会福祉施設に共通する基準として定める。 ①非常災害対策の揭示義務 施設又は事業所の見やすい場所に、非常災害対策に関する具体的な計画の概要を揭示しなければならない。 ②研修機会の確保 職員の資質向上のために、年1回具体的な研修計画を策定するとともに、研修結果を記録するほか、職員の研修の機会を確保しなければならない。 ③給食における地産地消の実施 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努めなければならない。 ④災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築
33	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	介護保険法	・高齢者施設、保護施設、障害者施設等の利用定員 (参酌すべき基準) ・その他	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
					<p>非常災害時における他の社会福祉施設等や消防団、近隣住民等との連携・相互応援体制の構築に努めなければならない。</p> <p>⑤福祉サービスにおける外部評価等の実施（乳児院等一部の児童福祉施設を除く。）</p> <p>自ら業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>・また、サービス毎に次の基準を定める。</p> <p>⑥記録の整備（高齢者施設、介護保険の居宅サービス・介護予防サービス、児童福祉施設、婦人保護施設、保護施設）</p> <p>入所している者又は利用者に対する処遇又はサービス提供に関する帳簿、記録等のうち、規則で定める記録等について完結の日から5年間の保存を義務付ける。</p> <p>⑦秘密の保持（保護施設、婦人保護施設）</p> <p>職員に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づける。</p> <p>また、職員であった者が業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないための必要な措置を義務づける。</p> <p>⑧勤務体制の確保（保護施設）</p> <p>適切な処遇が可能な勤務体制の確保と、安心して日常生活を送るための継続性を重視した処遇へ</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
					<p>の配慮を義務づける。</p> <p>⑨事故発生時の対応（保護施設） 事故発生防止の指針の整備、事故発生時の改善策の周知、事故防止の研修の定期的な実施を義務づける。また、事故が発生した場合の市町及び入所者の家族等への連絡と必要な措置の実施、事故の状況及び処置に関する記録、損害賠償の速やかな実施を義務づける。</p> <p>⑩身体拘束等の禁止（居宅介護、重度訪問介護等の障害福祉サービス、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設） 身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を原則として禁止する規定を設ける。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに理由を記録することを義務づける。</p> <p>⑪特別養護老人ホームの居室定員 居室の定員は、4人以下とする。</p> <p>⑫ユニット型施設の入居定員（特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護等） ユニットの入居定員は、10人以下としなければならない。</p> <p>⑬措置延長児に対する虐待禁止（児童福祉施設（保育所、児童厚生施設を除く。）） 児童福祉施設に「入所している者」に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないと</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
					<p>する。</p> <p>⑭入所施設等の敷地内におけるグループホーム等の設置承認（障害福祉サービス）</p> <p>グループホーム及びケアホームの立地条件について、利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保について特段の支障がないものとして規則で定める場合に限定してのことではあるが、例外的に「知事が承認するときは、入所施設等の敷地内においても設置できる」旨のただし書を追加する。</p> <p>⑮居宅介護の個別支援計画の見直し（障害福祉サービス）</p> <p>現在、居宅介護に関する基準省令には、見直しの規定がないので、「随時、個別支援計画を見直す」旨の規定を条文に追加する。</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>
4	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例	<p>H24. 4. 1 (独自基準以外)</p> <p>H25. 4. 1 (独自基準)</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>(従うべき基準)</p> <p>・認定こども園における保育及び幼児教育の提供義務、子育て支援事業の実施(参酌すべき基準)</p> <p>・認定こども園である旨の表示</p>	<p>・以下の独自基準を定める。 (それぞれの内容は上記社会福祉施設等と同様)</p> <p>①非常災害対策の揭示義務</p> <p>②研修機会の確保</p> <p>③給食における地産地消の実施</p> <p>④災害時における他施設との連携・相互応援体制の構築</p> <p>⑤記録の整備</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
5	香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例	H25. 4. 1	医療法	<p>(従うべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存病床数等を算定する場合の補正の基準 ・専属薬剤師の設置基準 ・病院の従業者（薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士）の員数の基準 ・療養病床を有する診療所（看護師、准看護師、看護補助者）の員数の基準 <p>(参酌すべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の従業者（診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員等従業者）の員数の基準 ・療養病床を有する診療所の従業者（事務員等従業者）の員数の基準 ・病院及び療養病床を有する診療所の施設に関する基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基準どおりとする。
6	香川県職業訓練の基準等に関する条例	H24. 4. 1	職業能力開発促進法	<p>(従うべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業能力開発施設が行う普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 <p>(標準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準のうち、訓練生の数の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通課程の普通職業訓練に係る基準について、本県の運用に合わせた以下の基準を定める。 ①訓練の対象者は、高等学校卒業者等とする。 ②訓練期間は、2年とする。 ・上記以外は国の基準どおりとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
				<p>(参酌すべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容、公共職業能力開発施設が行う職業訓練とみなすことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準 ・公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準のうち、訓練生の数以外の事項に関する基準 ・公共職業能力開発施設が行う職業訓練のうち、無料の公共職業訓練の対象者に関する基準 ・公共職業能力開発施設が行う高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準 	
7	香川県道路の構造の技術的基準等に関する条例	H24. 4. 1	道路法	<p>(参酌すべき基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除く、その他の県道の構造の技術的基準（幅員、線形、視距、勾配、路面、排水施設等） ・県道に設ける道路標識のうち、案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法並びに文字の大きさに係る基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道の構造の技術的基準について以下の独自基準を定める <p>① 1. 5車線の道路整備に関する規定</p> <p>山間部を通過する路線などでは、全線2車線とすることなく、1車線のままの区間や、待避所設置などの局部改良を組み合わせた1.5車線の整備を行うことができることを明確化する。</p> <p>② 歩行者等の通行量に応じた歩道幅の決定</p> <p>歩行者通行者数や自転車通行台数等に基づき、歩道や自転車歩行者道の設置の有無、設置する場</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
					<p>合の幅員を決定する。</p> <p>③「自転車等の走行空間確保」を目的とした路肩幅員の拡大 自転車等が安全に通行できる空間を確保するため、自転車歩行者道や歩道の設置が困難な場合は、原則として車道の左側に設ける路肩の幅員は1メートル以上とする。</p> <p>④「交差点改良の推進」を目的とした交差点部車道幅員の縮小 交差点改良を推進するため、都市部の道路に加え地方部の道路についても、直進車線や屈折車線の幅員を縮小できる。</p> <p>⑤地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備 道路の形状、交通の状況等により必要があるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲内で、標識の寸法を縮小することができる。</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>
8	香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例	H25.4.1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(参酌すべき基準) ・高齢者、障害者等の移動をしやすいするための県道の構造に関する基準(歩道の有効幅、エレベーターの寸法等) 特定道路※の新設改築時に適合させる必要がある。	<p>・「香川県福祉のまちづくり条例」との整合性を図るため、以下を独自基準として定める。</p> <p>①歩道の形式の基準 歩道面は車道より高く、縁石天端の高さより低い構造を基本とする。</p> <p>②段差に接続する歩道の基準</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
				特定道路※…多数の高齢者・障害者等が徒歩で移動する道路で、国土交通大臣が路線・区域を指定したもの	<p>車いすが円滑に転回できるよう 1.5m程度の平坦の区間を設ける。</p> <p>③横断歩道箇所の分離帯の高さの基準 車道と同一とするが、安全上必要ある場合は段差 2 cm を標準とする。</p> <p>④歩道等の排水溝の基準 溝ぶたは杖等の使用者に支障のない構造とする。</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>
9	香川県流域下水道条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	下水道法	(参酌すべき基準) ・下水道の構造の技術上の基準(雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。)及び終末処理場維持管理に関する基準	・国の基準どおりとする。
10	香川県都市公園条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	都市公園法	(参酌すべき基準) ・都市公園の配置及び規模に関する技術的基準並びに都市公園に公園施設として設けられる建築物の許容建築面積その他公園施設の設置に関する基準	<p>・県が設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は4平方メートル以上とする。</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>
11	香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例	H25. 4. 1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(参酌すべき基準) ・高齢者、障害者等の移動をしやすいするための特定公園施設※の設置に関する基準 特定公園施設の新設改築時に適合させる必	<p>・「香川県福祉のまちづくり条例」との整合性を図るため、以下を独自基準として定める。</p> <p>①園路等の基準 園路等の表面は滑りにくい材料等で仕上げる、園路等の縦断勾配は4パーセント以下とする等。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
				<p>要がある。</p> <p>特定公園施設※・・・公園施設のうち、園路及び広場、休憩所、便所など利便性及び安全性の向上が特に必要なものとして政令で定める施設。</p>	<p>②排水溝の基準 排水溝の上蓋は、車いす等の車輪や杖等が挟まらない構造とする。</p> <p>③傾斜路の基準 傾斜路の両側には、視覚障害者等が足を踏み外さないよう、高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設ける等。</p> <p>④車いす使用者用駐車施設の基準 車いす使用者用駐車施設は移動距離が短くなる位置に設ける等。</p> <p>⑤多機能便房の基準 多機能便房に設置する水洗器具は、車いすの利用に配慮した高さにする。</p> <p>⑥標識の基準 標識は視覚障害者に配慮し文字等を浮き彫りとする。</p> <p>⑦改札口の基準 改札口の有効幅は80センチメートル以上とする。</p> <p>⑧券売機の基準 券売機の金銭投入口及び操作ボタンは、車いすの利用に配慮した高さ等にする。</p> <p>・上記以外は、国の基準どおりとする。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
12	香川県営住宅条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	公営住宅法	(参酌すべき基準) ・ 公営住宅の整備基準 ・ 公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準 ※公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅の入居者が具備する条件であった「現に同居し、または同居しようとする親族があること。」を廃止。	・ 従来どおりの同居親族要件を引き続き条例で規定する。 ・ 上記以外は、国の基準どおりとする。
			水道法	(参酌すべき基準) ・ 専用水道の設置者が地方公共団体である場合に、当該水道技術管理者の資格に関する基準	・ 国の基準どおりとする。
13	水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	地方公営企業法	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できるよう改正	・ 利益及び資本剰余金を処分できるよう条例を改正。
14	香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例	H24. 4. 1	水道法	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準(配置しなければならない水道の布設工事の範囲)を条例委任	・ 現行法令のとおりとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
				(参酌すべき基準) ・水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の資格に関する基準 ・水道技術管理者の資格に関する基準	・国の基準どおりとする。
15	香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	地方公営企業法	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できるよう改正	・利益及び資本剰余金を処分できるよう条例を改正。
16	へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	へき地教育振興法	(参酌すべき基準) へき地学校等の指定及びへき地手当の月額等に関する基準、へき地手当に準ずる手当に関する基準(「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正)	・国の基準どおりとする。
17	香川県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例	H24. 4. 1	図書館法	(参酌すべき基準) 図書館協議会の委員の任命にあたり満たすべき基準	・国の基準どおりとする。
18	香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	H24. 4. 1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(参酌すべき基準) 交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準	・国の基準どおりとする。
19	香川県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	H25. 10. 11	交通安全対策基本法	都道府県交通安全対策会議の委員に「都道府県知事が必要と認めて任命する者」を新たな委員区分として追加	・条例において当該会議の委員定数及び任期を定める。
20	香川県社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	H25. 10. 11	社会福祉法	社会福祉審議会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・条例において当該審議会の委員定数を定める。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
21	香川県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	H25. 10. 11	児童福祉法	児童福祉審議会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・条例において当該審議会の委員定数を定める。
22	香川県麻薬中毒審査会委員の定数を定める条例	H25. 10. 11	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬中毒審査会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・当該審査会の委員定数を定める条例を制定する。
23	香川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	地方税法	固定資産評価審議会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・条例において当該審議会の委員定数を定める。
24	香川県青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	地方青少年問題協議会法	地方青少年問題協議会の会長を知事の充て職とする規定及び委員の任命基準を定めた法律上の規定を削除	・条例において当該協議会の会長の選任方法及び委員の任命基準を定める。
25	香川県土地利用審査会条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	国土利用計画法	土地利用審査会の委員定数を定める法律上の規定をその下限を定めるものに改正	・条例において当該審査会の委員定数を定める。
26	香川県森林審議会委員の定数を定める条例	H26. 4. 1	森林法	森林審議会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・当該審議会の委員定数を定める条例を制定する。
27	香川県建設工事紛争審査会委員の定数を定める条例	H26. 4. 1	建設業法	建設工事紛争審査会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・当該審査会の委員定数を定める条例を制定する。
28	香川県建築士審査会委員の定数を定める条例	H26. 4. 1	建築士法	建築士審査会の委員定数を定めた法律上の規定を削除	・当該審査会の委員定数を定める条例を制定する。
29	香川県介護保険審査会の公益を代表する委員等の定数を定める条例	H26. 4. 1	介護保険法	要介護認定及び要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数を条例委任	・条例において当該合議体の定数を定める。
30	香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例	H25. 10. 11	地方独立行政法人法		・条例で引用している同法の定義規定が別の条に移ったため、条項ずれの改正を行う。
31	香川県社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	社会教育法	(参酌すべき基準) 社会教育委員の委嘱の基準	・国の基準どおりとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い制定・改正した条例の概要

	条 例 名	施行日	法 律 名	内 容	
				国の省令基準等	条 例
32	香川県留置施設視察委員会 条例の一部を改正する条例	H26. 4. 1	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	(参酌すべき基準) 留置施設視察委員会の委員定数及び任期	<ul style="list-style-type: none"> 委員定数を、国の基準（10人以内）を参酌し、条例で4人以内と規定する。 任期（1年）は、国の基準どおりとする。
33	No. 3と重複				
34	香川県民生委員定数条例	H26. 4. 1	民生委員法	(参酌すべき基準) 民生委員の定数	<ul style="list-style-type: none"> 市町の区域ごとに、当該市町の意見を聴いて民生委員の定数を規定する。
35	香川県事務処理の特例に関する条例	H27. 4. 1	薬事法	高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器の販売業及び貸与業の許可等及び高度管理医療機器等の販売業者等からの報告徴収、立入検査等にかかる事務・権限を都道府県から保健所設置市に移譲	<ul style="list-style-type: none"> 保健所設置市（高松市）に移譲される事務・権限は、既に本条例により高松市に移譲しているため、当該条例別表に掲げられた当該事務・権限を削除する。